

無料職業紹介業務の運営について

事業所名 鹿児島県林業労働力確保支援センター

第1 求 人

- 1 当支援センターは、林業の職業に関する限り、いかなる求人の申し込みについてもこれを受理します。
ただし、その申込みの内容が法令に違反したり、賃金、労働時間等の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不相当である場合には受理しません。
- 2 求人の申込みをする場合は、求人者又はその代理人が直接来所のうえ、所定の求人票によりお申し込みください。ただし、直接来所できないときは、郵便、電話、ファックス又は電子メールでも差し支えありません。
- 3 求人申込みの際には、業務内容、賃金、労働時間、その他の雇用条件をあらかじめ書面の交付又は電子メールの使用により明示してください。ただし、緊急に求人の必要がある場合等で、職業紹介責任者が認めた場合は他の方法によっても差し支えありません。
この場合、職業紹介担当者が求人者及び明示された雇用条件を所定の求人票に記録させていただきます。

第2 求 職

- 1 当支援センターは、林業の職業に関する限り、いかなる求職の申し込みについてもこれを受理します。
ただし、その申込みの内容が法令に違反する場合には受理しません。
- 2 求職の申込みをする場合は、本人が直接来所のうえ、所定の求職票によりお申し込みください。

第3 紹 介

- 1 当支援センターでは、職業紹介担当者が求職者の希望と能力を考慮したうえで、求職者が林業の職業に速やかに就くことができるよう努めます。
- 2 当支援センターでは、職業紹介担当者が求人者の希望に適合する求職者を紹介するよう努めます。
- 3 当支援センターでは、職業紹介担当者が求職者に林業の職業を紹介するに際して、求職者の希望に応じて、その職業の業務の内容、賃金、労働時間その他の雇用条件をあらかじめ書面の交付又は電子メールの使用により明示します。ただし、紹介の実施について緊急の必要がある場合は、他の方法で明示することもあります。
- 4 当支援センターでは、求職者を求人者に紹介する場合には、紹介状を発行しますから、求職者は、その紹介状を求人者に持参してください。
- 5 当支援センターは、求人、求職の申込みを受けた場合、責任を持って紹介に努めます。
- 6 当基金は、労働争議に対して中立の立場をとっていますので、当支援センターは、同盟罷業又は作業閉鎖の行われている間の求人者に対する求職者の紹介は致しません。

第4 その他

- 1 当支援センターは、当該事業に係る求職者等からの苦情があった場合は、職業安定機関、鹿児島県林業関係機関等と連携を図りながら、その処理に誠意をもって迅速、適切に対応いたします。
- 2 紹介による雇用関係の成立した場合は、求人者、求職者両方とも当支援センターに報告してください。
また、紹介されたにもかかわらず、雇用関係が成立しなかったときにも同様に当支援センターに報告してください。
- 3 当支援センターは、求職者又は求人者から知り得た個人的な情報は、個人情報適正管理規程に基づき、適正に取り扱います。
- 4 当支援センターは、求職者又は求人者に対し、その申込みの受理、面接、指導、紹介等の業務について、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として差別的な取扱いは一切しません。
- 5 当支援センターの職業紹介の取扱職種の範囲は林業の職業で、取扱地域は鹿児島県内です。
- 6 当支援センターの運営に関する規定は以上のとおりですが、当支援センターの無料職業紹介業務は、すべて職業安定法関係法令及び通達に基づいて運営されます。ご不審の点は、当支援センターの職業紹介担当者におたずねください。

平成 21 年 10 月 1 日

財団法人鹿児島県林業担い手育成基金
理 事 長 山 田 裕 章